

国住指第 8 7 6 号
平成 2 1 年 5 月 2 9 日

各都道府県建築主務部長 様

国土交通省住宅局建築指導課長

構造設計一級建築士制度及び設備設計一級建築士制度の実施について

平成 2 1 年 5 月 2 7 日より、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士(以下「構造設計一級建築士等」という。)による構造関係規定又は設備関係規定への適合の確認(以下「法適合確認」という。)の義務付け等の制度が実施されたところであります。その実施に際し、地方公共団体営繕部局等公共発注部局における設計業務の発注において、構造設計一級建築士等が所属する建築士事務所であることや構造設計一級建築士等を確保することを入札又はプロポーザルの参加条件とすること等について問い合わせがあることから、下記のとおり、法適合確認の義務付け等の制度の趣旨及び内容について改めて通知します。

貴職におかれましては、引き続き、制度の円滑な運用に向けた様々な取組みにご協力頂くとともに、設計業務の発注に関し、制度の趣旨及び内容に誤解が生じることのないよう、各都道府県の営繕担当部局等公共建築発注担当部局及び関係市町村に周知頂くようお願いいたします。

記

- 1 . 法適合確認の義務付け等の制度は、高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化を目的としたものであり、構造設計一級建築士等が所属していない建築士事務所の入札等への参入機会を制限することを意図するものではないこと。
- 2 . 法適合確認の義務付け等の制度は、一定の建築物(構造設計については、建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 2 0 条第 1 号又は第 2 号に規定する建築物であって、一級建築士でなければ設計できない建築物、設備設計については、階数が 3 以上で床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートルを超える建築物)の構造設計又は設備設計を行った場合においてのみ、適用されること。
また、この場合において、構造設計一級建築士等が所属していない建築士事務所については、他の建築士事務所と連携して次の 又は の方法により設計を行うことができること。

構造設計一級建築士等が自ら構造設計又は設備設計を行った場合においては、

その構造設計図書又は設備設計図書に一級建築士である旨の表示、記名及び押印をするほか、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をする。

構造設計一級建築士等以外の建築士が構造設計又は設備設計を行う場合においては、構造設計一級建築士等の法適合確認を受け、当該建築物が関係規定に適合することを確認した旨を記載し、構造設計一級建築士等である旨の表示、記名及び押印をする。